

# 野生鳥獣の適正な保護管理を進めましょう！

## 令和4年度 狩猟免許試験のお知らせ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」）に基づく狩猟免許試験を実施します。

**※野生鳥獣の捕獲は、法により禁止されています。  
捕獲（有害捕獲・狩猟）には、狩猟免許が必要です。**

イノシシ、ニホンジカ、カラスなどの鳥獣による農林業被害が、県内でも大きな問題となっています。農林水産業を守り、地域産業を維持していくためにも、狩猟免許を取得して狩猟や被害防止を目的とする許可などにより有害鳥獣を捕獲し、安心できる生活や生産活動ができる環境を作りましょう。



試験日、会場及び申込受付期間			
地区	試験日	会場	申込受付期間
鳥取会場	7月31日（日） 午前9時30分～午後5時	鳥取県東部庁舎講堂ほか （鳥取市立川町6丁目176番地）	5月9日（月） ～7月15日（金）
	9月10日（土） 午前9時30分～午後5時	鳥取県東部庁舎講堂ほか （鳥取市立川町6丁目176番地）	5月9日（月） ～8月26日（金）
倉吉会場	8月28日（日） 午前10時00分～午後5時30分	倉吉未来中心セミナールーム3ほか （倉吉市駄経寺町212番地5）	5月9日（月） ～8月12日（金）
	12月4日（日） 午前9時30分～午後5時	伯耆しあわせの郷大研修室ほか （倉吉市小田458番地）	5月9日（月） ～11月18日（金）
米子会場	7月9日（土） 午前9時30分～午後5時	米子コンベンションセンターBIGSHIP 第7会議室ほか （米子市末広町294）	5月9日（月） ～6月24日（金）

### 申込先・問合せ先

（各手続きは住所地ごとの担当課で実施します。試験地ではありません。）

申込者の住所地	担当課	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡 及び八頭郡	鳥取県生活環境部 緑豊かな自然課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	鳥取県中部総合事務所 環境建築局環境・循環推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯 郡及び日野郡	鳥取県西部総合事務所 環境建築局環境・循環推進課	〒683-0054 米子市糺町一丁目160	0859-31-9628

### 試験種類及び受験手数料

県が配布する納付書納付又は県庁本庁舎・総合事務所などに設置される窓口で納付してください。

区分		網猟免許 （網用）	わな猟免許 （わな用）	第一種銃猟免許 （装薬銃・空気銃用）	第二種銃猟免許 （空気銃用）
受験 手 数 料	新規受験者	4,300円	4,300円	5,200円	5,200円
	既に他の種類 の免許取得者	2,800円	2,800円	3,900円	3,900円

※受験申込手続きの詳細等は、裏面をご覧ください

## ■受験申込手続き

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、**住所地ごとの担当課に郵送してください**。やむを得ない場合に限り持参でも受け付けを行いますが、**新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、持参は避けてください**。（申請書は県庁緑豊かな自然課、鳥取県東部庁舎、八頭庁舎、各総合事務所、日野振興センター及び市町村役場にあります。また、申請書と医師の診断書の様式は、県のホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/289602.htm> よりダウンロードできます。） ※郵送の場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付けます。

写真 1枚	申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
銃猟・空気銃所持許可証(写し)1部 又は、 医師の診断書 1通	・銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている方は、その許可証の写し ・上記の許可を受けていないすべての方は、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての診断書
※わな猟免許を受験の方でも医師の診断書は必要です。	
受験票返送用封筒 1枚	長形3号（235mm×120mm）に84円切手1枚を貼り付け、表面に返送先の住所及び氏名を記載ください。
納付領収証書など手数料を支払ったことが証明できる書類	県が配布する納付書での納付の場合は、納付済証、県庁本庁舎・各総合事務所に設置される窓口で納付した場合は、 <b>控1と書かれた県提出用レシート</b> が必要です。 ※納付書が必要な方は表面申込先にお問い合わせください。

## ■狩猟者養成講習会

**受講料無料・別途テキスト代（1,500円）が必要。代金は当日持参ください。**

狩猟免許試験に先立ち、関係法令と安全な捕獲方法を習得するための講習会を開催します。

参加を希望される方は、狩猟免許試験とあわせてお申込みください。

地区	実施日	会場	申込受付期間
鳥取会場	7月10日（日）	鳥取県立福祉人材研修センター 中研修室 （鳥取市伏野1729-5）	5月9日（月）～7月1日（金）
	8月7日（日）		5月9日（月）～7月29日（金）
倉吉会場	7月31日（日）	倉吉市文化活動センター 第1活動室 （倉吉市住吉町77-1）	5月9日（月）～7月22日（金）
	11月13日（日）		5月9日（月）～11月4日（金）
米子会場	6月12日（日）	米子コンベンションセンター BIGSHIP 第5会議室 （米子市末広町294）	5月9日（月）～6月3日（金）

※開催時間は、午前9時30分～午後0時30分又は午後1時30分～午後4時30分の1日2回。

受付期間終了後に受講者ごとの受講時間を決定し、個別に別途案内いたします。

## ■その他

- 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許は、**狩猟免許試験当日に20歳未満の方は受験できません**。
- 鳥獣害防止対策については、最寄りの市町村役場、鳥取県東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所のイノシシ等被害防止相談窓口までお問合せください。
- 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、狩猟免許試験及び狩猟者養成講習会を延期・中止等する場合があります。その場合は、県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/289517.htm>）で改めてお知らせしますので、予めご了承ください。**